○広島大学学則

（平成16年4月1日規則第1号）

改正	平成16年7月20日規則第153号	平成17年1月18日規則第3号	平成17年2月15日規則第11号
	平成17年4月1日規則第24号	平成17年6月28日規則第111号	平成17年9月27日規則第117号
	平成18年3月31日規則第26号	平成18年5月31日規則第96号	平成18年10月17日規則第123号
	平成19年3月20日規則第42号	平成19年5月22日規則第91号	平成19年6月25日規則第104号
	平成19年12月25日規則第175号	平成20年3月17日規則第45号	平成20年4月22日規則第145号
	平成21年1月23日規則第2号	平成22年3月31日規則第11号	平成22年6月8日規則第108号
	平成23年9月20日規則第105号	平成24年3月30日規則第24号	平成26年3月31日規則第30号
	平成26年9月16日規則第79号	平成27年3月17日規則第14号	平成28年2月23日規則第6号
	平成28年3月24日規則第31号	平成28年7月26日規則第177号	平成28年9月13日規則第187号
	平成29年3月27日規則第23号	平成30年3月30日規則第56号	平成30年9月18日規則第118号
	平成30年12月25日規則第158号	平成31年1月24日規則第3号	平成31年3月29日規則第25号
	令和元年9月24日規則第147号	令和2年3月25日規則第45号	

広島大学学則

目次

第1章　総則（第1条－第5条）
第2章　教育研究等組織（第6条－第18条）
第3章　運営組織（第19条－第27条）
第4章　その他（第28条）
附則

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この学則は，国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)に基づき設立される国立大学法人広島大学及びその法人によって設置される広島大学の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　前条に規定する国立大学法人広島大学及び広島大学は，別段の定めがある場合を除き，総称して広島大学(以下「本学」という。)という。

［中略］

(学内共同教育研究施設等)

第16条　本学に，学内共同教育研究施設として，次の施設を置く。

ナノデバイス・バイオ融合科学研究所
高等教育研究開発センター
情報メディア教育研究センター
自然科学研究支援開発センター
森戸国際高等教育学院
教育開発国際協力研究センター
保健管理センター
平和センター
環境安全センター
総合博物館
北京研究センター
宇宙科学センター
外国語教育研究センター
文書館
スポーツ科学センター
HiSIM研究センター
現代インド研究センター
ダイバーシティ研究センター
両生類研究センター
トランスレーショナルリサーチセンター
防災・減災研究センター
脳・こころ・感性科学研究センター
ゲノム編集イノベーションセンター
デジタルものづくり教育研究センター

2　本学に，学内共同利用施設として，ハラスメント相談室を置く。

［中略］

第 4 章　その他

（雑則）

第 28 条　この学則に定めるもののほか，本学の組織及び運営等に関し必要な事項は，別に定める。

［中略］

附　則（令和 2 年 3 月 25 日規則第 45 号）

1　この規則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則による改正前の広島大学学則第 7 条第 2 項に規定する総合科学研究科，文学研究科，教育学研究科，社会科学研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科，国際協力研究科及び法務研究科は，この規則による改正後の広島大学学則第 7 条第 2 項の規定にかかわらず，令和 2 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。